

藤岡市農業委員会

令和6年第1回

定例会議事録

令和6年1月5日招集

## 令和6年藤岡市農業委員会第1回定例会議事録

令和6年1月5日、藤岡市農業委員長 浅見 健司は、令和6年藤岡市農業委員会第1回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

### [会議に付した議案]

- 議案第 1号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について  
議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について  
議案第 6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について  
議案第 7号 農地中間管理事業の推進に関する法律附則第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画による権利の移転を県知事に要請することの承認について  
議案第 8号 藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について  
報告第 1号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について  
報告第 2号 農地法関係出願等について

### [出席農業委員]（14名）

1番 飯塚 光	2番 武藤 賢太郎	3番 秋谷 房江	4番 松村 敏恵
5番 清水 淑朗	6番 田沼 範明	7番 浅見 健司	8番 山口 暁
9番 清水 春樹	10番 中村 章弘	11番 折茂 新一	12番 鈴木 儀幸
13番 川村 信行	14番 塚本 欣吾		

### [出席農地利用最適化推進委員]（8名）

2番 神田 隆	4番 黒澤 功	5番 渡邊 義晴	8番 宮下 佐登志
9番 横山 万寿雄	13番 服部 毅	16番 黒澤 松博	18番 齋藤 今朝夫

### [事務局]

事務局 長	横田 道明	事務局 次長	真下 和弘
係 長	春山 崇	係 長 代理	牧 眸美
係 長 代理	笠原 諒亮		

（開会13時55分）

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和6年第1回定例会を進行させていただきます。本日の下審査につきましては、東庁舎3階の会議室を用

意しております。2 班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、浅見会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和 6 年第 1 回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数 14 名中、出席委員 14 名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。14 番 塚本委員、1 番 飯塚委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案第 1 号は、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請があったので決定を求めるものです。整理番号 1 番です。こちらの計画変更申請は議案第 4 号農地法第 5 条許可申請の整理番号 10 番の関連案件です。土地の表示は、当初計画・変更計画ともに 上大塚字一本木 316 番 6 田 33 m<sup>2</sup>です。当初計画者が、市内の法人、承継者は、市外の法人です。当初許可は、昭和 62 年 6 月 26 日 群馬県指令 西農第 1132 号です。契約内容は、当初計画・変更計画ともに賃貸借です。計画の変更理由について、当初計画者は、過去に転用許可を取得したが利用計画の実態がなくなり、新たな土地利用希望者との協議が整ったため申請するものです。承継者は、近隣にて店舗の新設・運営を企画しており、当該事業のための露天駐車場として利用したく、申請に及びました。施設概要について、当初計画は通路用地、変更計画は露天駐車場用地です。付近の状況は東・西・北：道路、南：宅地です。誓約書が添付されております。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。以上で説明とさせていただきます。

議長 議案第 1 号について、事務局の説明が終わりましたが、整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決いたします。議案第 1 号整理番号 1 番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 1 号整理番号 1 番については申請のとおり決定します。続きまして、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、以上 3 議案を一

括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩14時05分)

(再開14時45分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番と2番の2件です。整理番号1番は、市内の法人が、農業経営を開始するため、保美の農地2筆、面積1,659㎡を使用貸借にて借り受けるものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書21ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は市外のTさんが、農業経営の規模を拡大するため、下日野の農地1筆、面積426㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書21ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第2号整理番号1番と2番について1班の班長さんより報告がありましたが、整理番号1番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第2号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第2号整理番号1番は許可と決定します。次に、整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第2号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 2 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 3 番と 4 番の 2 件です。整理番号 3 番は、藤岡の Y さんが、農業経営を開始するため、藤岡の農地 1 筆、面積 578 m<sup>2</sup>を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 22 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号 4 番は、藤岡の A さんが、農業経営を開始するため、中大塚の農地 2 筆、面積 1,128 m<sup>2</sup>を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 22 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 2 号整理番号 3 番と 4 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 3 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 2 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 2 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に、整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 2 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 2 号整理番号 4 番は許可と決定します。続きまして、議案第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。整理番号 1 番は、根岸の M さんが、根岸の農地を営農型太陽光発電パネル設置用地として一時転用するもので、面積は 0.345 m<sup>2</sup>、農地区分は農振ですが一時転用のた

め問題ありません。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第3号整理番号1番について1班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第3号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第3号整理番号1番は許可と決定します。続きまして、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から5番の5件です。整理番号1番は、市内の法人が、下栗須の農地を売買にて取得し露天駐車場及び資材置場用地として転用するもので、農地1筆、面積は899㎡、農地区分は第1種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、市外の法人が、三ツ木の農地を売買にて取得し、露天駐車場及び露天資材置場用地として転用するもので、農地1筆、面積は821㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は、下日野のAさんが、下日野の農地を売買にて取得し、通路用地として転用するもので、農地1筆、面積は18㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号4番は、上日野簡易郵便局長が、上日野の農地を使用貸借にて借り受け、郵便局用地として転用するもので、農地1筆、面積は63㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号5番は、上日野のAさんが、上日野の農地を使用貸借にて借り受け、一般住宅用地として転用するもので、農地1筆、面積は34㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第4号整理番号1番から5番について1班の班長さんより報告がありましたが、整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 4 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 4 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 4 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 4 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 4 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 4 号 整理番号 3 番は許可と決定します。次に、整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 4 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 4 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に、整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 4 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第4号整理番号5番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長

報告いたします。議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号6番から13番の8件です。整理番号6番は、市内の法人が、藤岡の農地を賃貸借にて借り受け、露天資材置場用地として転用するもので、農地2筆、面積は813㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号7番は、市内の法人が、小林の農地を賃貸借にて借り受け、露天駐車場用地として転用するもので、農地1筆、面積は252㎡、農地区分は第1種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号8番は、市外のMさんが、中の農地を使用貸借にて借り受け、専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地1筆、面積は500㎡、農地区分は第1種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号9番は、上栗須のKさんが、上栗須の農地を使用貸借にて借り受け、専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地1筆、面積は374㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号10番は、市外の法人が、上大塚の農地を賃貸借にて借り受け、露天駐車場用地として転用するもので、農地3筆、面積は185㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号11番は、市外の法人が、本動堂の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地1筆、面積は775㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号12番は、市外の法人が、上落合の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地1筆、面積は582㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号13番は、市外の法人が、三波川の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地1筆、面積は596㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第4号整理番号6番から13番について2班の班長さんより報告がありました。整理番号6番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 4 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 4 号整理番号 6 番は許可と決定します。次に整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 4 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 4 号整理番号 7 番は許可と決定します。次に整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 4 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 4 号整理番号 8 番は許可と決定します。次に整理番号 9 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 4 号整理番号 9 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 4 号整理番号 9 番は許可と決定します。次に整理番号 10 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 4 号整理番号 10 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 4 号整理番号 10 番は許可と決定します。次に整理番号 11 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 4 号整理番号 11 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 4 号整理番号 11 番は許可と決定します。次に整理番号 12 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 4 号整理番号 12 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 4 号整理番号 12 番は許可と決定します。次に整理番号 13 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 4 号整理番号 13 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 4 号整理番号 13 番は許可と決定します。続きまして、議案第 5 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 10 ページから 11 ページをご覧ください。議案第 5 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めています。こちらの計画につきましては、農地中間管理機構が農地に農地中間管理権を設定し、農地を借

り受けたうえで農業者に貸し付ける場合に作成される計画で、今回の対象地は 32 件です。以上で、議案 5 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 　ただ今、議案第 5 号について事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に関する委員は審議終了まで退席をお願いします。

＜関係委員退席＞

議長 　それでは議案第 5 号について何かご意見がありましたら、お願いします。

（意見なし）

議長 　特に意見もないようですので、採決します。議案第 5 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 　挙手全員でありますので、議案第 5 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定します。

＜関係委員着席＞

議長 　続きまして、議案第 6 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願ひます。

事務局 　はい、ご説明いたします。議案書 13 ページをご覧ください。議案第 6 号につきましても、農業経営基盤強化促進法に基づき藤岡市長が農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めています。今回の計画は、認定農業者の方が農地を譲り受ける場合に作成される所有権移転の計画で、対象地は 1 件です。以上で、議案第 6 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 　ただ今、議案第 6 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたら、お願いします。

鈴木委員 　農地法 3 条の所有権移転とは違うんですか。

事務局 　はい、こちらの所有権移転は農地法 3 条ではなく、基盤強化促進法に基づく所有権移転であり、譲受人が認定農業者に限定される代わりに、所有権移転の登記を市が代行するなどの優遇がある所有権移転の方法です。

鈴木委員            それでは、認定農業者ではない一般の農家が所有権移転する場合は農地法3条を使うということですか。

事務局              はい、そうです。

議長                他にご意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長                特に意見もないようですので、採決します。議案第6号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長                挙手全員でありますので、議案第6号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画については、原案のとおり決定します。続きまして、議案第7号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。

事務局              はい、ご説明いたします。議案書15ページから16ページをご覧ください。議案第7号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めることを中間管理機構へ要請するために計画を作成したもので、計画の要請の承認を求めています。今回は計画の種類が2種類あり、まず15ページの計画は、中間管理機構を通して貸し借りされている農地の借人を変更するとき作成される計画で、今回の対象地は10件です。次に16ページの計画は、過去に中間管理機構を通して貸し借りが結ばれ、その後が借り手が解約し中間管理機構の管理になっていた農地について、新しい借り手が見つかったため貸借をむすぶものです。今回の対象地は8件ですが、借人は全て同一となります。以上で、議案7号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

議長                ただ今、議案第7号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長                特に意見もないようですので、採決します。議案第7号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 7 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、原案のとおり決定します。次に、議案第 8 号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について上程します。農政課より担当者が来ておりますので説明をお願いします。

農政課

農政課の飯塚と申します。私からは農業振興地域整備計画重要変更の説明をさせていただきます。農業振興地域整備計画重要変更は「編入」と「除外」があり、農用地区域内の土地を農用地以外の用途に転用するために計画変更することは農振除外と呼ばれ、青地農地を白地農地に変更することを指します。青地から白地に変更することで、分家住宅や資材置場などの開発をすることが可能になります。それでは案件の説明に移らせていただきます。今回の農業振興地域整備計画重要変更では除外 1 件、編入 0 件の申請がありました。除外申出番号 1 番を説明いたします。資料については、申出一覧と位置図・航空写真等をご覧ください。除外申出番号 1 番申出地は鬼石地区、地目は畑、除外面積は 1,119 m<sup>2</sup>のうち 495 m<sup>2</sup>となります。申出人はHさん（市外在住）利用者はTさん家族（市外在住）利用目的は一般住宅用地、申出理由についてですが、利用者は夫婦と子供 2 人の家族で借家に住んでいますが、子供が大きくなってきたことから自己所有の住宅を希望しており、申出地での建築を計画し、今回の申出に至ったものです。次に青地農地から白地農地へ変更する農振除外をするために必要な 6 個の基準をクリアしている必要があります。これは農振法第 13 条第 2 項に定める要件を指し、通称 6 要件と言われていています。この 6 要件についてご説明いたします。1 号要件、①規模の妥当性、転用計画の具体性について、資料の位置図・利用計画図・農振図等の 2 ページの土地利用計画図をご覧ください。利用者は土地所有者の甥にあたり、夫婦と子供 2 人で借家に住んでいますが、子供が大きくなってきたことから自己所有の住宅を希望するものです。土地利用計画としては、住宅延べ床面積 114.68 m<sup>2</sup>と駐車場や庭を計画しており、適当な規模と判断されます。②代替性、土地所有者は市外に住んでおり、管理が難しく現在不耕作地となっています。2 号要件、藤岡市では地域計画が未作成のため、当該要件の判断はありません。3 号要件、資料の位置図・利用計画図・農振図等のページ 1 ページと 4 ページをご覧ください。申出地は位置図・農振図で示した通り、申出地の西南側、南側、東側及び南東側において宅地化が進んでおり、連担性の阻害や混在化を招くおそれはなく、農地の集団化・効率化に与える影響はないと判断されます。また、高い構造物が設置される計画ではないため、日照等において周辺農地への影響はないと判断されます。これらのことから申出地が除外転用されても、周辺農地の集団的利用、農作業の効率化への支障を及ぼさないと判断しました。4 号要件、申出地は、申出人本人が管理している他は、地域の中心経営体等による利用権設定等もされておらず、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないと判断しました。5 号要件、申出地周辺に法第 3 条第 3 号に定める公共投資された土地改良施設はありません。6 号要件、申出地では土地改良事業等は実施されていません。6 要件についての説明は以上となります。その他の要件につきましても、

抵触する恐れがないことから、農振農用地の除外もやむを得ないとの答申を受けたものです。申出番号 1 番の説明は、以上となります。以上で農業振興地域整備計画重要変更の説明を終了させていただきます。

議長 　　ただ今、議案第 8 号について農政課の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

（意見なし）

議長 　　特に意見もないようですので、議案第 8 号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について、特に意見なしということでよろしいですか。

（異議なし）

議長 　　異議なしと認め、議案第 8 号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見については、そのように決定します。

（農政課退室）

議長 　　続きまして、報告第 1 号・2 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局 　　はい、ご説明いたします。議案書 18 ページをご覧ください。報告第 1 号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、4 条が 2 件、5 条が 3 件の計 5 件ございます。詳細については 19 ページの一覧表でご確認ください。続きまして報告第 2 号ですが、議案書 20 ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、許可証明が 2 件、耕作証明が 1 件、許可取消願が 1 件、許可申請書訂正が 1 件の計 5 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしく願いいたします。

議長 　　ただ今、報告第 1 号・2 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

（意見なし）

議長 　　特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和 6 年第 1 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

（閉会 15 時 21 分）